

川島町農業委員会 7月定例会 会議録

1. 開催日時 令和5年7月25日（火） 午後3時30分～午後5時00分
2. 開催場所 川島町役場 大会議室
3. 議長名 利根川 洋治
4. 出席人数 17名（農地利用最適化推進委員9名を含む）

会長 4番 利根川 洋治

会長職務代理（副会長） 7番 小久保 彰（欠席）

農業委員

1番 道祖土 美登 2番 遠山 いづみ

3番 神田 利基 5番 高橋 善隆

6番 吉田 利政 8番 松本 智

9番 小高 春雄 10番 稲毛 茂作

農地利用最適化推進委員

中山地区 木村 悟

伊草地区 小峯 勇

三保谷地区 鈴木 健 山崎 清

出丸地区 萩田 芳信（欠席）

八ツ保地区 宮下 秀一 木村 圭夫

小見野地区 横川 公久 箕輪 弘

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会期の決定について

第3 諸般の報告について

第4 報告

（1） 報告第1 専決事項報告の件について

第5 議案

（1） 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認の件

（2） 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件

（3） 議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変

更にかかる意見について

第6 その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 笠井 貴志

事務局次長 滝瀬 一也

事務局員 石黒 浩基

書記

7. 会議の概要

	(会議規則第5条の規定により、会長が議長となる。)
事務局長	農業委員9名、農地利用最適化推進委員8名の出席報告を行い、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、定足数に達していることから開会を宣言した。
議長	日程第1 「議事録署名委員の指名について」 会議規則第23条第2項の規定により、議長において指名する。 (8番 松本委員、9番 小高委員を指名した。)
議長	日程第2 「会期の決定について」 会期を本日一日とし、委員の承認を得た。
議長	日程第3 「諸般の報告について」 6月27日「川島町明日の農業担い手育成塾」の卒塾審査会が開催され出席した旨を報告した。
議長	日程第4 「報告」 報告第1 専決事項の件について、事務局から説明を求めます。
事務局	専決事項について説明を行った。
議長	ただいまの報告事項について、質疑を求める。 (質疑なし、次の日程に移る。)

議長	日程第5「議案」 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1から6を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	議案第1号番号1から6について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
高槻委員	番号1について、補足説明を行った。
箕輪委員	番号2について、補足説明を行った。
横川委員	番号3について、補足説明を行った。
松本委員	番号4について、補足説明を行った。
木村委員	番号5について、補足説明を行った。
道祖土委員	番号6について、補足説明を行った。
議長	担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
山崎委員	番号1の申請理由について、譲渡ではなく、交換による所有権移転のほうが良いのではないか。番号3について、台帳地目が池沼であるが、現況地目が池沼であれば、農地法の許可なく所有権移転、登記ができるはずである。現況の説明と農地の現況地目を示して頂きたい。番号4について、譲受人からみると農地を借り受けているので、小作地になるのではないのか。また、番号1、4について、今年の4月1日から農地法の改正により、面積要件が廃止となったことで、申請することになったのか。

事務局	番号1について、内容的には交換ですが、申請書の記載に合わせ譲渡といたしました。今後、記載の方法については、適正なかたちを考えていきたいと思います。番号3について、現況地目は田で、実際に現地では、水田耕作されているため、農地法の対象となります。番号4について、もともと農地法3条による賃貸借の設定をしていましたが、今回の申請に合わせ事前に解約しております。番号1、4については、農地法の改正に伴い、4月から面積要件が廃止となったことによる申請となります。
山崎委員	番号4について、20年前から農地法3条の賃貸借において貸していた農地を解約し、今回の申請になったのか。また、解約した時点において自作になるのか。
事務局	そうなります。
遠山委員	番号3について、隣接する農地330-1、331-1は譲受人が耕作しているのか。
事務局	所有、耕作とともに譲受人になります。
質疑終結	
議長	議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認の件」番号1を議題とし、事務局の朗読・説明を求めます。
事務局	番号1について説明を行った。
議長	説明のあった案件について、担当委員の補足説明を求めます。
木村委員	番号1について、補足説明を行った。

- 議長 担当委員の補足説明が終わったので、質疑を受けます。
(質疑なし、次の議案に移る。)
- 議長 議案第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について」事務局の朗読・説明を求めます。
- 事務局 議案第3号について説明を行った。
- 議長 質疑を受けます。
- 山崎委員 認定農業者、認定新規就農者以外の者を対象とするということは、小中規模農家や家族経営等も対象となるのか。また、基盤法による利用権を廃止し、農地中間管理機構に移行とのことだが、地域計画を策定した時点でその貸借権は消滅してしまうのか。その時点で農地中間管理機構が間にはいり、継続してくれるのか。それとも新たに農地中間管理機構に申込を行い、設定を行うのか。
- 事務局 小中規模農家や、家族経営も対象となります。農業経営基盤強化促進法により貸借が進んできたが、農地中間管理事業で進めることになりました。令和7年3月31日付で地域計画を策定した場合、その日以降新規の設定が出来なくなります。令和6年12月1日に仮に10年間利用権の設定をすれば、令和7年3月31日で消滅することなく、令和16年11月30日まで貸借が継続されます。周知してまいります。
- 山崎委員 今、5年10年で利用権を設定している人は、その期間は利用権が継続され、期間満了後は、農地中間管理機構での貸し借りに移行されるのか。
- 事務局 期間満了後は、農地中間管理機構で借受可能か、確認したうえで

	問題がなければ申出していただくことになります。
木村委員	農地中間管理機構と契約行為が行われる前のブランクの期間は、農地中間管理機構が管理を行い、草刈り等を行ってくれるのか。
事務局	契約行為前の農地については、所有者の管理になります。
稻毛委員	農地中間管理機構とは、どのような組織で誰がいるのか、説明いただきたい。また、地主が今まで通り物納で欲しい場合はどうすればよいのか。
事務局	行田市にある埼玉県農林公社が、従来の業務を行なながら農地中間管理機構の業務も行っており、その業務の一部を各市町村に委託しています。貸借の調整などは、主に市町村職員が行っています。また、農地中間管理機構での貸借において物納は対応できません。よって口約束での貸借が増えることが懸念されますが、この問題についても国に提起しております。
遠山委員	農地中間管理機構で耕作者を設定する際に、地権者にも伝えてい るのか。
事務局	農地中間管理事業のシステムでは、農地を公社に貸し付ける際に、地権者から貸付意向申出書を提出していただきますが、そこで誰に貸してもいいという意向を確認しているため、耕作者を伝えることはしておりません。農地の効率性、かつ効果的な集積集約を行うことができる状態になっております。
	質疑終結
議長	日程第6「その他」について事務局から説明を求めます。

事務局	① 農地パトロールの実施について ② 令和5年度農用地利用最適化活動活性化研修について 朗読・説明を行った。
議長	事務局の説明が終わったので、質疑を受けます。 (質疑なし)
議長	以上で本日の会議に上程した案件は、採決を残しすべて議了しました。これをもちまして、一度休会します。農地利用最適化推進委員の皆さんお疲れ様でした。 (農地利用最適化推進委員 退出)
議長	再開します。なお、全ての案件について質疑を求めるます。 (質疑なし)
議長	議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請承認の件」番号1の申請について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	番号2の申請について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めるます。 (全員賛成)
議長	番号3の申請について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めるます。 (全員賛成)
議長	番号4の申請について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めるます。 (全員賛成)

議長	番号 5 の申請について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	番号 6 の申請について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認の件」番号 1 から 6 の申請については、「許可」とすることに決定しました。
議長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1 の申請について、「許可相当」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (全員賛成)
議長	議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認の件」番号 1 の申請については、「許可相当」とすることに決定しました。
議長	議案第 3 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」について、「支障なし」とする委員の挙手を求めます。 (賛成多数)
議長	議案第 3 号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見」については、「支障なし」とすることに決定しました。
議長	会議に上程した案件はすべて議了した旨の報告を行い、令和 5 年 7 月の定例会の閉会を宣言します。

上記のとおり会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名する。

議長

利根川 洋光

8番 松本委員

松本 翔

9番 小高委員

小高 真知子